

一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン

懲罰規程

第1章 総則

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン(以下「JRLO」という)の規約(以下「規約」という)第85条に基づき、JRLOが科すことのできる懲罰に関する事項について定める。

第2条〔対象者〕

懲罰の対象となる者は、JRLOの役職員、会員およびその役職員、会員チームに所属する選手およびコーチ、ならびにJRLO担当審判員その他関係者(以下「JRLO関係者」という)とする。

第3条〔懲罰機関における懲罰〕

- (1) JRLOは、JRLO関係者による規約その他諸規程の違反行為(以下「違反行為」という)のうち、競技に関するものおよび公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(以下「日本協会」という)が定めるアンチ・ドーピング規程に定める違反行為について、日本協会の懲罰権に委ねるものとする。
- (2) 前項に定める違反行為以外の違反行為については、理事会の委任に基づき規律委員会が懲罰権を行使する。規律委員会は、本規程に定めるところにより、違反行為に関する調査および審議を行い、懲罰を決定する。
- (3) 一の事象について、懲罰権を行使すべき司法機関に疑義が生じた場合には、JRLOと日本協会で作成する懲罰対応事務局において協議のうえ、権限を行使する機関を決定するものとする。
- (4) 規律委員会は、違反行為が発生した時点においてJRLOに所属しているJRLO関係者について、その後JRLOを脱退し、または登録を抹消した場合においても、懲罰を科すことができる。

第2章 規律委員会

第4条〔規律委員会の組織および委員〕

- (1) 規律委員会は、委員長および2名以上の委員をもって構成する。
- (2) 委員長は専務理事が務める。
- (3) 委員は、法律家(弁護士、検察官、裁判官、法学の教授・准教授またはそれに準ずる者)またはラグビーフットボールに関する経験と知識を有する者でなければならない。

(4) 委員は理事会の決議によって選任および解任される。

第5条〔委員の任期〕

(1) 委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(2) 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

第6条〔規律委員会の招集および議長〕

(1) 規律委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(2) 規律委員会は、構成員のうち過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(3) 委員長に事故があるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第7条〔議事録〕

規律委員会の事務担当者は、規律委員会の議事経過の要領および結果を記載した議事録を作成し、JRLOはこれを保管する。

第3章 懲 罰

第8条〔懲罰の種類〕

(1) 会員チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める
- ② けん責：文書による注意を行い戒める
- ③ 配分金の減額・保留：JRLO から配分される配分金の減額・保留
- ④ 制裁金：一定の金額の制裁金を科す
- ⑤ 勝点の減点：勝点を減算する
- ⑥ 無観客試合の開催：公式試合への観客の入場を禁じる
- ⑦ 公式試合への出場停止：無期限または期限を定めて公式試合への出場権をはく奪する
- ⑧ 下位ディビジョンへの降格：所属するリーグより1つ以上下位のディビジョンに降格させる
- ⑨ 昇格の停止：ディビジョン昇格の要件を満たした場合でも、上位ディビジョンへの昇格を認めない
- ⑩ 除名：JRLO から除名する(ただし、定款の定めによるものとする)
- ⑪ その他、法律ならびに JRLO の定款に定める処分

(2) 会員チーム以外のJRLO関係者に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める
- ② けん責：文書による注意を行い戒める
- ③ 減俸：一定期間、一定割合の報酬を減額する

- ④ 制裁金:一定の金額の制裁金を科す
 - ⑤ 出場の資格停止:無期限または期限を定めて公式試合への出場権をなく奪する
 - ⑥ 公式試合に関わる職務の停止:無期限または期限を定めて公式試合に関わる職務の全部または一部を停止する
 - ⑦ その他、法律ならびに JRLO の定款に定める処分
- (3) 前2項各号の懲罰は、併科することができる。
- (4) 会員チームに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する会員チームに対しても懲罰を科することができる。ただし、その会員チームに過失がなかったときはこの限りではない。

第4章 手 続

第9条〔調査および懲罰の原則〕

規律委員会は、JRLO関係者に対し、中立、公正かつ迅速に違反行為の調査および審議を行い、懲罰を決定するものとする。

第10条〔規律委員会事務局の設置〕

規律委員会は、第3条第2項に定める違反行為のヒアリング、調査、規律委員会への上程等のために、規律委員会事務局を設置するものとする。

第11条〔規律委員会事務局調査〕

規律委員会事務局は、JRLO関係者からの報告その他あらゆる理由から第3条第2項に定める違反行為の端緒を検知した場合、かかる違反行為の調査を行うものとする。

第12条〔調査結果の上程〕

規律委員会事務局は、調査対象となった違反行為のうち、規律委員会において審議する必要がないことが明らかであるものを除き、規律委員会に対し、当該違反行為に係る調査結果を上程するものとする。

第13条〔手続・審理の非公開〕

規律委員会の審理は、非公開とする。ただし、規律委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第14条〔言語〕

- (1) 規律委員会の手続および当該手続において用いられる言語はすべて日本語によるものとする。
- (2) 規律委員会の手続において当事者または関係者が外国語を使用する場合には、当該当事者または関係者は日本語の通訳を同行し、文書については、日本語の訳文を添付しなければならない。

第 15 条〔代理人〕

弁護士および規律委員会が承認した者以外の者は、規律委員会の手続において、当事者の代理人となることができない。

第 16 条〔規律委員会による調査〕

- (1) 規律委員会は、答申を行うため、自らまたは事務局に指示して、必要な調査を行うことができる。当事者は、当該調査に協力しなければならない。
- (2) 規律委員会は、調査に必要と認めるときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を当事者に命じることができる。

第 17 条〔聴聞〕

規律委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者が事情聴取を希望しない旨の意思表示をした場合、事情聴取の実施希望に関して合理的な期間内に応答しなかった場合、事情聴取に欠席した場合またはその他事情聴取を実施しないことにつき合理的な理由がある場合はこの限りではない。

第 18 条〔議決〕

- (1) 規律委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。
- (2) 当該事案に利害関係を有する委員は、当該事案に関して委員として手続に加わることができないものとする。
- (3) 前項の場合、必要に応じて当該委員を除いた委員の協議に基づき暫定委員を追加できるものとする。

第 19 条〔懲罰の通知〕

- (1) 規律委員会は決定した懲罰を当事者または同人が所属する団体（選手が当事者の場合は同人が登録された会員チーム）に書面にて通知するものとする。
- (2) 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
 - ① 当事者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名）
 - ② 代理人があるときは、その氏名および所属
 - ③ 懲罰の内容（判断の結論。効力発生日を含む）
 - ④ 判断の理由（根拠となる条文を含む）
 - ⑤ 作成年月日
 - ⑥ 不服申立手続の可否およびその手続の期限（第21条に定める）
- (3) 前2項に定める通知は、郵送、FAXまたは電子メール等の手段によるものとする。電子メールによる通知の場合、JRLOに登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。

第 20 条〔懲罰および違反行為の公表〕

- (1) JRLOは、原則として、規律委員会が決定した懲罰を公表する。ただし、公表にあたり、被処分者、被害者その他の関係

者のプライバシー等の権利に配慮するものとする。また、JRLOは、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合において、公表を差し控えることができるものとする。

- (2) JRLOは、原則として、規律委員会が懲罰を決定するまでの間、違反行為を公表しないものとする。ただし、違反行為に関する事実の確度ならびに違反行為の社会およびラグビー界に与える影響等を考慮して、規律委員会が懲罰を決定するよりも前に、当該違反行為を公表することができる。

第5章 不服申立

第21条〔不服申立〕

規律委員会から懲罰を科されたJRLO関係者は、規律委員会の下した懲罰に不服がある場合には、懲罰決定の通知があった日から2か月以内（暫定的な出場停止または登録資格停止に関しては、懲罰決定の通知があった日から2週間以内）に限り、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分の決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。ただし、かかる仲裁の申立ては、規律委員会の下した懲罰が次の各号のいずれかに該当する場合に限りできるものとする。

① 会員チームに対する懲罰の場合

- (ア) 50万円以上の制裁金
- (イ) 勝点の減点
- (ウ) 無観客試合の開催
- (エ) 2試合以上または2か月以上の公式試合への出場停止
- (オ) 下位ディビジョンへの降格
- (カ) 昇格の停止
- (キ) 除名

② 会員チーム以外の JRLO 関係者に対する懲罰の場合

- (ア) 30万円以上の制裁金
- (イ) 2試合以上または2か月以上の出場の資格停止
- (ウ) 2試合以上または2か月以上の公式試合に関わる職務の停止

第6章 附則

第22条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第23条〔施行〕

本規程は、2022年1月5日より施行する。

〔改正〕

2022年3月9日

2023年11月7日